

◆◆◆◆◆ 鴨川市特定不妊治療費助成を申請される方へ ◆◆◆◆◆

市では、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精及び、これらと合わせて行う男性不妊治療を含む。)に要する費用の一部を助成し、その者の経済的負担の軽減を図ることにより、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりを推進します。

※市に申請する前に千葉県に申請し、千葉県特定不妊治療費助成事業の助成の決定を受ける必要があります。

◇ 助成対象となる「特定不妊治療」(平成29年4月1日以降に開始した治療から助成対象)

治療が受けられる医療機関は、千葉県が指定した特定不妊治療費助成事業の医療機関であることが必要です。

体外受精、顕微授精(これらと合わせて行う男性不妊治療(精子を精巣または精巣上体から採取する手術))を含む。

※卵胞が発育しないなどで卵子採取以前に中止した場合の費用や、医療保険が適用される費用、入院費、食事代、文書料など直接治療に関わらない費用は助成対象となりません。

◇ 対象者(次の要件をすべて満たしている方が対象となります)

① 千葉県特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けていること

② 治療開始時に法律上の婚姻をしていること

③ 申請時点で、夫婦双方または一方が1年以上前から鴨川市に住所があり、かつ住んでいること

④ 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること(年齢は誕生日を基準とします)

⑤ 千葉県が指定する医療機関において特定不妊治療を受けていること

⑥ 申請に係る特定不妊治療に要した費用について、ほかの市町村(特別区を含む)が実施する特定不妊治療を受けた方に対する類似の助成を受けていないこと

◇ 対象年齢・助成上限回数など

対象年齢	通算助成回数(同一年度内3回まで)
治療開始日に43歳未満	初回治療開始日に40歳未満の方/通算6回まで 初回治療開始日に40歳以上43歳未満の方/通算3回まで

*初回は年度の初回ではなく、通算の初回になります。

*1回の治療とは、原則として、診察(治療計画)→採卵・採精→体外受精・顕微授精→胚移植→診察(妊娠の判定)までの一連の不妊治療です。

(例)A県で助成を受けた方が千葉県に転居した場合、千葉県での通算回数はA県で受けた助成回数もあわせた数となります。

◇ 助成額

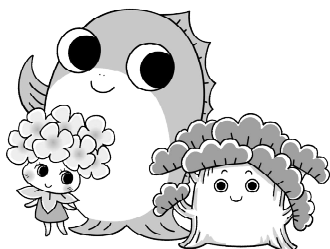
当該年度の県助成事業による助成の対象となる特定不妊治療の額から、県助成事業による助成金の額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨て)とし、1回の治療につき10万円まで助成します。

◇ 申請方法

千葉県特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けた後に、ふれあいセンター内の健康推進課窓口に必要な書類を提出してください。(必要書類などは2ページに記載)

◇ 申請期限

千葉県特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けた日の翌日から起算して1年以内に必要書類を提出してください。



【 問合せ 】 鴨川市健康福祉部健康推進課
保健予防係 Tel04-7093-7111

千葉県特定不妊治療費助成事業についての問合せ
千葉県安房健康福祉センター(安房保健所) Tel0470-22-4511
鴨川地域保健センター Tel04-7092-4511